



# 島根県報

平成21年3月31日（金）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【訓 令】**

島根県職員服務規程の一部改正

（人 事 課） 2

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

（ ” ” ） 2

訓 令

島根県訓令第6号

本 庁  
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「

	日		日
	時		時

を

」

「

	日		日
	時		時
	分		分

に改め、同様式の(表)の注意の3を

」

次のように改める。

3 累計欄は、年次有給休暇、慶弔休暇（妻の出産に限る。）及び特別休暇（職員の勤務時間に関する規則第3条第12号又は14号に限る。）について累計すること。

様式第3号の8及び様式第3号の9中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

島根県訓令第7号

本 庁  
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「45分」を「1時間」に改める。

第2条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

別表文化国際課の項中「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表消防防災課の項の次に次のように加える。

医 療 対 策 課
島根大学大学院医学系研究科規則（平成16年島大医学部規則第2号）別表第2の(3)に規定する地域医療支援コーディネータ養成コースを受講している職員

条例第3条第1項による。	
同	左
同	左

別表障害者福祉課の項を削り、同表東京事務所の項中

「

月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後7時までとする。	
同	左

を

」

「

月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時15分から午後7時までとする。	
所属長は、勤務時間が7時間45分の場合は1時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。	

に改め、

」

同表隠岐支庁の項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表東部県民センター及び西部県民センターの項中「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表消費者センターの項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表美術館の項中「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表わかたけ学園の項中「所属長は、勤務時間が8時間の場合は45分、勤務時間が8時間を超える場合には1時間の休憩時間を勤務時間の中途に置く。」を「同左」に、「所属長は、勤務時間が8時間の場合は45分の休憩時間を勤務時間の中途に置く。」を「同左」に改め、同表水産技術センターの項を削り、同表松江高等技術校、出雲高等技術校、浜田高等技術校及び益田高等技術校の項中「訓練指導に従事する職員」を「全職員」に、「8時間」を「7時間45分」に、「45分」を「1時間」に改め、同表益田県土整備事務所の項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。